

横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則の制定について ～皆様の御意見を募集します～

1 制定の趣旨

平成 29 年 10 月に制定した「横浜市寿町健康福祉交流センター条例」（平成 29 年 10 月横浜市条例第 32 号）に関し、横浜市寿町健康福祉交流センターの開館時間、指定管理者の指定の手続き等の必要な事項を定めるため、横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則（以下、「規則」とします。）を制定します。

2 横浜市寿町健康福祉交流センターとは

中区寿町周辺の簡易宿泊所が集中している寿地区における就労の確保及び福祉の向上を目的として、昭和 49 年に国、神奈川県及び本市が建設した寿町総合労働福祉会館は、職業紹介施設、福祉施設及び市営住宅の合築施設です。

当該会館は、必要な耐震性を満たしていないことが判明したため、地域住民の高齢化等の現状及び今後の福祉ニーズを踏まえて、建て替えによる再整備を行うことになりました。

再整備後は本市の公の施設として、施設名称を横浜市寿町健康福祉交流センター（以下「センター」とします。）とし、寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区住民をはじめとする市民の健康づくり及び介護予防の取組、自立した生活の支援並びに生活環境の向上を推進し、社会参加を促進し、市民の相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与することを目的とする福祉施設となります。

現在建築中で、平成 31 年 3 月竣工、4 月供用開始を予定しています。

3 制定する規則の概要、説明

(1) 開館時間（条例第 4 条関係）

この開館時間とは、センター本体の開館時間となり、センター内の各施設の利用時間は供用時間（規則第 4 条）として定めます。

(2) 休館日（条例第 4 条関係）

この休館日とは、センター全体の休館日となります。

(3) 供用時間

センターの内の施設ごとに供用時間及び供用日を定めます。

(4) 指定申請書の提出等（条例第 5 条関係）

センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書、定款、法人の登記事項証明書等を提出することとします。

(5) 許可の手続（条例第 8 条、第 9 条、第 10 条関係）

施設の利用及び物品販売等の許可を受けようとするものは、申請書を指定管理者に提出することとします。

(6) 委任

その他、この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定めることとします。

4 ご意見の募集について

(1) 御意見募集の期間

平成 29 年 10 月 25 日（水）から平成 29 年 11 月 23 日（木）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(2) 御意見提出方法

意見提出書に御住所、お名前等を明記の上、次のいずれかの方法でお寄せください。

ア 電子メール：kf-entai@city.yokohama.jp 件名には「意見公募」と表記してください。

イ F A X 番号：045-664-0403

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当あて

ウ 郵送

〒231-0017 横浜市港町 1 - 1 横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当あて

エ 持参

所在地：横浜市中区尾上町 1 - 8 関内新井ビル 10 階

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当 受付窓口

※窓口での受付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとなります。（休庁日を除く。）

(3) ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当

電話：045-671-2425

※電話による御意見は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

【参考】寿町総合労働福祉会館(再整備前の施設)の供用時間及び供用日

施設名称	供用時間	供用日
診療所	9時30分から12時5分まで及び13時50分～17時50分	1月4日から12月28日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。
精神科デイ・ケア施設	10時～16時	1月4日から12月28日まで。ただし、火曜日、木曜日、土曜日、日曜日、及び祝日法による休日を除く。
一般公衆浴場	13時～21時 (年末年始は時間変更あり)	1月2日から12月31日まで。ただし、日曜日を除く。
図書室 楽室 会議室	9時～20時 (土曜日は9時～17時)	1月4日から12月28日まで。ただし毎月第二及び第四土曜日、日曜日、祝日法による休日を除く。